平成２１年（フ）第１２７１４号
千葉県香取市鳥羽25―１―213、開始決定時の住所茨城県稲敷市本新141―４
破産者　高橋　善男
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８２４号
東京都葛飾区宝町１丁目３番３号
破産者　有限会社インクファクトリー
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０３７号
東京都練馬区小竹町２丁目28―１―201
破産者　大山　赳夫
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１１号
東京都渋谷区渋谷３丁目26―８
破産者　株式会社ベル・レガーロ
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７１２号
東京都中央区勝どき６―３―１―1619、住民票上の住所東京都世田谷区給田５丁目８―５―D601
破産者　塩井　治郎
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４７７８号
東京都大田区南雪谷３丁目３―４
破産者　佐野　秀一
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５１５０号
埼玉県さいたま市岩槻区城町２丁目９―45
破産者　澤田　佑司
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５４０７号
東京都練馬区南大泉２丁目１―36―101
破産者　辻岡　国治
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６０８６号
東京都江東区大島４丁目１―７―314
破産者　吉田泰惠子
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７１０号
東京都墨田区両国２丁目９―３―1003
破産者　板　　勝也
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７１７６号
東京都新宿区北新宿３丁目37―12
破産者　湯本　朱美
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４９６号
東京都清瀬市松山２丁目４―35―201
破産者　横堀育雄こと　楊　　育偉
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８２７号
東京都港区東麻布１丁目29―12―804、開始決定時の住所東京都中央区新川２丁目24―３―213
破産者　村松　直美
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１６７号
東京都千代田区外神田３丁目８番７号
破産者　株式会社マイティジャパン
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２１２号
東京都大田区山王２丁目18―５―807
破産者　長野　陽子
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２２５号
栃木県鹿沼市千渡2318―23
破産者　川俣美智子
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２９２号
東京都大田区東矢口１丁目15番８号
破産者　有限会社室屋商店
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２９３号
東京都大田区東矢口１丁目15―８　佐藤荘
破産者　室木　幹雄
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２８号
埼玉県所沢市小手指町３丁目19―１―601
破産者　鈴木トミ子
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３７７号
東京都千代田区神田淡路町１丁目19番
破産者　有限会社石徳
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４３９号
東京都北区神谷３丁目11番１―1303号
破産者　株式会社童夢舎
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４７４号
北海道札幌市北区新琴似１条２丁目４―４―101、開始決定時の住所北海道札幌市北区北34条西８丁目１―40―203
破産者　遠藤　久芳
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部